## 電気通信大学eラーニングセンター規程

制定 平成17年1月11日規程第131号 最終改正 令和5年1月11日規程第70号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学 (以下「本学」という。)に設置する e ラーニングセンター(以下「センター」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学における実践的な遠隔教育を推進するとともに、教育研究の高度化及び国際化に寄与することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 本学における e ラーニング実践モデルの構築に関すること。
  - (2) コンテンツの開発、基盤システムの開発並びに教育の実践及び評価に関すること。
  - (3) e ラーニングによる実践的教授学に関する実証的、実践的研究に関すること。
  - (4) 教育研究の高度化、国際化及び e ラーニングについての産学連携に関すること。
  - (5) その他 e ラーニングに関すること。

(職員)

- 第4条 センターに、次の職員を置く。
  - (1) センター長
  - (2) 教授、准教授、講師又は助教(以下「センター専任教員」という。)
- 2 センターに、本学の教授、准教授、講師又は助教のうちから、センター専任教員と同等の業務又は研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。
- 3 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 4 センターに、前各項に掲げる者のほか、研究員等その他の必要な職員を置くことができる。

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第6条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の理事又は職員から指名することができる。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代 行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(専任教員等)

- 第7条 センター専任教員及び兼務教員の配置については、別に定めるところによる。 (ワーキンググループ)
- 第8条 e ラーニングの実践的活動を推進するため、センターに、ワーキンググループを 置くことができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、センター長が指名する。

(運営委員会)

- 第9条 次に掲げる事項を審議するため、センターに、運営委員会を置く。
  - (1) センターの管理運営に関すること。
  - (2) e ラーニング教育の実践及び支援に関すること。
  - (3) e ラーニング化できる分野(領域、レベルなど)に関すること。
  - (4) e ラーニングに関連する研究及び開発に関すること。
  - (5) e ラーニングに関連する産学連携及び企業化の推進に関すること。
  - (6) 海外の協定大学等との連携による e ラーニング共同プロジェクトの実施に関すること。
  - (7) e ラーニングシステムを運用するためのネットワーク環境及び施設設備の充実に関する学内関係部署との調整に関すること。
  - (8) その他センターの円滑な運営を図るための重要事項に関すること。
- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) センター長
  - (2) 学長が指名する理事又は職員
  - (3) 情報理工学域教育委員会委員長
  - (4) 大学院情報理工学研究科教育委員会委員長
  - (5) 大学教育センター長
  - (6) 情報基盤センター長
  - (7) 実験実習支援センター長
  - (8) センター専任教員
  - (9) その他運営委員会が必要と認めた者
- 3 センターに副センター長が置かれているときは、運営委員会の委員に加えるものとする。
- 4 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 6 運営委員会に副委員長を置き、センター長が指名する委員(副センター長が置かれているときは副センター長)をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 8 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 9 前各項のほか、運営委員会の議事に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規程第106号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第45号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日規程第40号)

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月22日規程第85号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (令和5年1月11日規程第70号)

- 1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。
- 2 電気通信大学 e ラーニングセンター運営委員会規程は、廃止する。